

他道府県の市町村より



豊島区に転入された妊婦の方へ

- ◎ 母子健康手帳は、前住所地で交付を受けたものを継続してお使いください。
住所欄に豊島区の住所をご記入ください。
- ◎ 前住所地で交付された妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票、
新生児聴覚検査受診票、妊産婦歯科健康診査受診票、産婦健康診査受診票、1か月児健康診査受診票は
使用できません。豊島区で交付した受診票を使用してください。
※ 産婦健康診査・1か月児健康診査に関して、豊島区では令和8年10月1日以降の受診から
公費助成の対象となりますのでご注意ください。
- ◎ 豊島区妊産婦歯科健康診査受診票については、と一緒に実施歯科医療機関名簿をお渡しします。
受診票の注意事項を確認し、実施歯科医療機関名簿に記載された歯科医院に予約の上、受診してください。
- ◎ 豊島区に転入後、東京都外の医療機関・助産所で妊婦健康診査を受診したため、
豊島区で交付した受診票が使用できなかった場合の健診費用の助成について
ご出産後1年以内に、豊島区の下記窓口で手続きしてください。
※同封の「里帰り出産等妊婦健康診査助成金及び新生児聴覚検査助成金のお知らせ」をご参照ください。
- ◎ 前住所地に住民登録がある期間に受けた妊婦健康診査費用については、前住所地にお問い合わせください。
- ◎ 赤ちゃんが生まれて名前が決まったら、同封の出生通知票（赤ちゃん訪問のはがき）で
赤ちゃん訪問の手続きをしてください。

【お問い合わせ】

○健康推進課 ☎ 03-3987-4173 ○長崎健康相談所 ☎ 03-3957-1191